解散公告（第一回）

当組合は、総会の決議により平成二十八年四月三十日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

千葉県佐倉市栄町二一番地一

千葉ガス労働組合

清算人　渡邉　暁

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年四月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

京都府船井郡京丹波町稲次清水一一番地

稲次生産森林組合

清算人　岸本　均

解散公告（第二回）

呉松土地改良区は、平成二十八年七月二十七日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

静岡県浜松市西区呉松町九九〇番地

清算法人呉松土地改良区

清算人代表　藤野　隆

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年七月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

島根県松江市西津田一丁目九番五〇号

島根県機械金属工業厚生年金基金

代表清算人　児玉　泰州

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市旭神二条五丁目一番、最後の住所北海道旭川市旭神二条五丁目一番七号

被相続人　亡　星　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

北海道旭川市二条通九丁目道銀ビル六階

林総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　舞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市字長倉四五番地、最期の住所北海道函館市亀田本町六七番六号

被相続人　亡　渡部　征也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

事務所北海道函館市新川町二三番一号　函新ビル

相続財産管理人　弁護士　堀田　剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市大工町一九五番地三、最後の住所秋田県湯沢市大工町三番四一号

被相続人　亡　加藤　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

秋田県湯沢市前森一丁目一番一八号

相続財産管理人　司法書士　高橋　克之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達市保原町字六丁目一二番地三、最後の住所福島県福島市天神町三番七号

被相続人　亡　管野　一介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

福島県福島市桜木町一四番七号

相続財産管理人　大河内敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北三十六条西三丁目二八六番地一、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区西原三番一〇五号

被相続人　亡　阿部　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

埼玉県さいたま市中央区上落合五丁目一八番五号あすなろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新穂　正俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市大字東三ツ木一九四番地四、最後の住所埼玉県狭山市大字東三ツ木一九四番地の四　被相続人　亡　土井　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

埼玉県川越市脇田町一〇三番地川越駅前脇田ビル六一六号室　大森三起子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大森三起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区富士見二丁目四番、最後の住所千葉市若葉区高品町八九九番地一高品ハイツ一棟九一一号　被相続人　亡　木原　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号　オーク千葉中央ビル七Ｆ　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田　知也

第48期決算公告

平成28年8月23日　東京都世田谷区松原5丁目8番16号

株式会社トップ

代表取締役社長　若張　光夫

貸借対照表の要旨（平成28年5月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,520	流動負債	1,865
固定資産	2,666	固定負債	358
有形固定資産	1,258	負債合計	2,223
無形固定資産	156	株主資本	2,963
投資その他の資産	1,252	資本金	100
		資本剰余金	1,848
		その他資本剰余金	1,848
		利益剰余金	1,015
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	993
		（うち当期純利益）	(113)
		純資産合計	2,963
資産合計	5,186	負債・純資産合計	5,186

第52期決算公告

平成28年8月24日　東京都港区浜松町一丁目18番16号

クロレラ工業株式会社

代表取締役　板波　淳三

貸借対照表の要旨（平成28年4月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,837,856	流動負債	1,656,039
固定資産	2,189,286	（賞与引当金）	(167,971)
		固定負債	1,844,594
		（退職給付引当金）	(1,274,594)
		株主資本	3,526,508
		資本金	150,000
		資本剰余金	10,506
		その他資本剰余金	10,506
		利益剰余金	3,391,752
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	3,354,252
		（当期純利益）	(84,617)
		自己株式	△25,750
合計	7,027,142	合計	7,027,142